

## 議案第162号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和2年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

### 提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）が令和2年9月16日に公布され、令和2年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例（平成20年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第二十五条」を「第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例によりされた申請その他の行為又は処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりされた申請その他の行為又は処分その他の行為とみなす。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例(平成20年京丹後市条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月31日 条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た同条第1項の基本計画により定められた促進区域である本市(以下「同意促進区域」という。)において、地域経済牽引事業(法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第二十五条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年省令第94号。以下「省令」という。)第2条で定める施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月31日 条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た同条第1項の基本計画により定められた促進区域である本市(以下「同意促進区域」という。)において、地域経済牽引事業(法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第26条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年省令第94号。以下「省令」という。)第2条で定める施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例の規定は、令和2年10月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例によりされた申請その他の行為又は処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりされた申請その他の行為又は処分その他の行為とみなす。</u></p>